

第八十回国 参議院大蔵委員会會議録第十一号

昭和五十二年五月十七日(火曜日)

午前十時九分開会

委員

委員の異動
五月十二日

嶋崎 均君

補欠選任

戸塚 進也君

鍋島 直紹君

中西 一郎君

金井 元彦君

加瀬 完君

後藤 正夫君

竹田 四郎君

和田 静夫君

五月十三日

片岡 勝治君

片岡 勝治君

五月十四日

金井 元彦君

山本茂一郎君

片岡 勝治君

竹田 四郎君

五月十六日

上條 勝久君

補欠選任

坂野 重信君

福岡日出麿君

鍋島 直紹君

戸塚 進也君

後藤 正夫君

嶋崎 均君

五月十七日

福岡日出麿君

補欠選任

上條 勝久君

上條 勝久君

出席者は左のとおり

委員長

理事

安田 隆明君

上條 勝久君

戸塚 進也君

野々山一三君

三治 重信君

糸山英太郎君

河本嘉久蔵君

嶋崎 均君

中西 一郎君

松垣徳太郎君

藤川 一秋君

宮田 輝君

竹田 四郎君

福間 知之君

吉田忠三郎君

和田 静夫君

鈴木 一弘君

渡辺 武君

野末 陳平君

坊 秀男君

大蔵 大臣

大蔵 政務次官

大蔵省関税局長

大蔵省国際金融局長

斎藤 十朗君

且 弘昌君

藤岡眞佐夫君

事務局側

常任委員会専門員

杉本 金馬君

村本 周三君

中山 好三君

肥後 和夫君

原 司郎君

参考人

全国銀行協会連合会会長

公社債引受協会会長

成蹊大学教授

横浜市立大学教授

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(安田隆明君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

去る十二日、戸塚進也君、加瀬完君が委員を辞任され、その補欠として金井元彦君、和田静夫君が選任されました。

去る十三日、金井元彦君が委員を辞任され、その補欠として山本茂一郎君が選任されました。

昨十六日、坂野重信君が委員を辞任され、その補欠として戸塚進也君が選任されました。

○委員長(安田隆明君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

上條勝久君、戸塚進也君、野々山一三君の委員の異動に伴い、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じます御異議ございませんか。

○委員長(安田隆明君) 御異議ないと認めます。それでは理事に上條勝久君、戸塚進也君、野々山一三君を指名いたします。

○委員長(安田隆明君) 昭和五十二年年度の公債の発行の特例に関する法律案を議題といたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の方々には、御多忙のところ大変御無理を申し上げ、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

次に、これからの會議の進め方につきましては、まず村本参考人、中山参考人、肥後参考人は、まず村本参考人、中山参考人、肥後参考人原参考人の順で、お一人におおよそ十五分程度御意見を述べさせていただきます。その後委員の方々からの御質疑にお答えいただくという方法を進めてまいりたいと存じますので、各位の御協力をお願いいたします。

○参考人(村本周三君) ただいま委員長から御指名をいただきました全国銀行協会連合会の村本でございます。

本日は、昭和五十二年年度の公債の発行の特例に関する法律案につきまして意見を述べようということでございますので、特例国債を含む国債問題一般につきまして私の意見あるいは希望を概括的に述べさせていただきます。

御高承のとおり、日本経済は昭和四十八年秋の石油ショックを一つのきつかけといたしまして、戦後最大かつ最長の不況に陥りました。幸い財政金融政策のよろしきを得まして、また民間企業あるいは国民各層のそれぞれの場における努力もございまして、経済の落ち込みは、昭和五十年初めに底を打ち、以降の景気は回復過程に入っておりますが、その歩みはまことに遅々としております。この三月現在の状況を見ましても、鉱工業生産指数は三年半前の水準を下回るいわゆる水面下であり、製造業の稼働率は昭和四十五年を一〇〇とした指数で八〇台の半ばを低迷しております。日本経済の現在の状況にはまことに厳しいものがあります。このような状態に一日も早くピリ

オドを打ち、日本経済を安定成長軌道に乗せることとは、今日の財政金融政策に課せられた重大な責務であろうかと存じます。

先ごろ当国会におきまして、長時間にわたる慎重な御審議の結果として可決成立いたしました昭和五十二年度予算につきましては、いろいろな立場からのさまざまな評価がございまして、前にも述べましたような観点から、私どももいたしましては、現在の財政政策に課せられた責務にこたえ、景気浮揚に妥当な役割りを果たし得るものと理解いたしております。

こうした財政政策と歩調を合わせて、金融政策の面でも、先般米公定歩合の引き下げを初めとする各種金利の引き下げが実施されております。財政金融政策の両輪がうまくかみ合い、一日も早く日本経済が健全な状態を回復することを希望し、私どももいたしましてできる限りの努力をいたしたいと存じておる次第でございます。

さて、ただいま委員会御検討されております昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律案は、昭和五十二年年度予算と表裏一体をなし、予算を財源的に裏づけるものでございます。

御高承のとおり、わが国の財政法は、たてまえとして均衡財政主義をとり、国債を発行する場合においては、いわゆる建設国債に限り認めることとしております。この国債発行に対する厳しい歯どめは、国債発行がもたらした過去の苦い経験に基づくものでありまして、可能な限り尊重されなければならぬことは申すまでもありません。しかしながら、本五十二年度に限って見ますと、一方で長期にわたる不況から税収が伸び悩んでいるという厳しい現実があり、他方で景気浮揚のために最大限の手段を講じなければならぬという差し迫った状況がございまして、あえて特例法によって四兆五百億円の国債を発行するということも、残念ながらやむを得ないのではないかと考える次第でございます。

もちろん、特例国債に限らず、建設国債についても同様でございますが、国債の発行につきま

ては、国民経済の立場から見まして、特に私ども金融関係者の立場から見まして、幾つかの問題がございまして。

その第一は、インフレーションの問題でございます。懸念されるのは、国債の発行によって財政支出が増加し、通貨の膨張をもたらして物価が高騰するのではないかということであろうかと存じます。現在の国債は、その大部分が市中金融機関によって引き受けられておりますから、国債の発行はその分だけ銀行の対政府信用の増大となり、マネーサプライもそれだけ増加する要因になります。そこで、物価の高騰を懸念するのはまことにもつともなことであると思われまますが、金融政策の面からも調節が行われましようし、また大幅な需給ギャップが存在し、供給が需要を上回っているという昨今の経済情勢のもとでは、需要超過によるインフレーションについてはさしあたりは発生する可能性が少なくと考えてよろしいかと存じます。

第二に、国債発行によって政府部門に資金が吸い上げられることにより民間金融が圧迫されるのではないかと、いわゆるクラウディングアウトの問題でございます。クラウディングアウトにつきましては、一昨年に国債発行規模が拡大して以来懸念され続けてきたことでございますが、今日まで表面化することなく経過してきております。それは申すまでもなく、投資活動の停滞に伴い民間の資金需要が鎮静していることがその最大の理由でございます。さしあたり企業の投資意欲は冷えておらず、資金需要も盛り上がる気配が薄いようございまして、クラウディングアウトが生じる可能性は当面のところ小さいと見てよろしいかと存じます。

このように申しましても、インフレーションの懸念にしろ、クラウディングアウトの懸念にしろ全く心配しないというだけでは決してございせん。今後の景気の推移次第によりましては、表面化する可能性もなお残されていようかと存じます。したがって、国債発行につきま

ては、ときどきの経済情勢を十分に考慮しつつ弾力的な態度で臨まることが必要かと思われま

す。以上、申し述べましたように、特例国債の発行につきましても、問題があるとは存じますが、現在の経済情勢、財政状態のもとにおいてはまことにやむを得ないものかと考える次第でございます。したがって、特例法案につきましても、早期の成立を図ることによって、五十二年年度予算に財源上の裏づけを与え、その景気浮揚効果を早期に十分に発揮させることが肝要かと存じます。

なお、この席をお借りしまして、最後に私ども国債の最大の引受機関としてをお願いを申し述べておきたいと存じます。それは、国債大庫発行時代になさわしいように、国債管理政策を見直していただきたいということでございます。具体的には、まず国債発行条件の弾力化ということがございまして、申しますところは、市場原理を尊重して、市場の実勢を勘案しつつ、国債の発行条件を弾力的に変更していただきたいということでございます。これは基本的には、先ほどから申し上げておりますインフレーションとか、クラウディングアウトを防止するためにも必要なことかと存じます。

なお、先般米の金利水準改定の一環としまして、本年五月から国債発行条件の改定が実施されましたが、今後とも引き続き国債発行条件の改定につきましても、ときどきの市場実勢を考慮して弾力的に取り組んでいただきたいと存じます。

次に、国債流通市場の整備ということもぜひお願いしておきたいことと存じます。本年度末の国債発行残高はこのままでいきますと三十兆円を越すことになりまして、これは一昨年度末の二倍の金額でございます。こういう状況の中で今後円滑に国債の消化を図っていくためには、発行条件の弾力化とともに、流通市場の整備を進めることがぜひとも必要であることに皆様の御関心をお寄せいただき、必要な施策の具体化を促進されるようお願いいたします。

これをおもひまして私の陳述を終わらさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○委員長(安田隆明君) どうもありがとうございました。次に、中山参考人をお願いいたします。

○参考人(中山好三君) 公社債引受協会の中山でございます。

本日は、昭和五十二年年度の公債発行の特例に関する法律案につきましても意見を述べようとするのでございまして、証券界の立場からいささか所見を申し上げ、御参考供したいと存じます。

昨年半ば以降のわが国経済は、御存じのとおり景気回復が依然としてかはかしくなく、いわゆる中だるみ状態を続けておるのが現状でございます。これは、昨年年初以来輸出の拡大を中心としたしまして、景気回復の糸口をつかんだわけでございますが、その後、年半ば以降は、この輸出拡大が個人消費や設備投資など内需の拡大に順調につなげていかなかったことによるものではないかと思っております。

たとえば四半期別の実質成長率の推移を見ますと、昨年一・三％期が対前期比三・二％、同四月期が一・三％期であったのに対して、七月期は〇・四％、十月期は〇・六％という非常に低い水準にとどまったのであります。ことしに入りましてからは、二月に五十一年度修正予算が成立いたしましたので、公共投資の追加支出が行われましたことと、並びに先進国の景気を持ち直したに伴いまして輸出が再び増勢を転じましたことなどもございまして、一部の景気指標には若干上向きの兆しもうかがえるわけでございます。しかし一方では、高水準の在庫を削減するための生産調整が行われておる現状でありまして、商品市況も概して低迷状態を続けておるのでございます。この結果、企業業績の回復テンポは頭打ちの様相を見せ始めておりまして、現在発表されつつあります三ヶ月決算実績及び九月中旬決算見通しも素材産業を中心といたしまして厳しい数

字になるものと予想しております。総じて着実な回復軌道に乗るまでには至っていないというのが、今日のわが国の経済の現状と考えるのでございます。

こうした景気中だるみの長期化によりまして、わが国経済には幾つかの問題点が生じてまいっております。国内的には企業倒産の増加、雇用面の改善のおくれなど、国民生活の不安がなお解消し切れない状況にございます。また、大幅な需給ギャップの存在、景気の先行き見通し難などから企業家マインドは依然として沈滞しておる現状でございます。

一方、対外的には、輸出の拡大に対します批判が高まっております。米国並びにEC諸国を初め、各方面におきまして摩擦を引き起こしているのは御存じのとおりでございます。したがって、この際、国内の需要を喚起し、景気を着実な回復軌道に乗せていくことが緊急の課題であると考えるのであります。こうした意味で財政政策、金融政策を中心といたします景気てこ入れ策への期待が非常に高まっております。

このような事態を背景といたしまして、政府当局におかれましても、さきに国会で成立いたしました昭和五十二年予算の執行に当たり、年度上半期の公共事業契約率を高めるいわゆる前倒し執行が進められており、この効果は逐次あらわれてくるものと私どもは期待しております。

また、金融政策面でも、先般公定歩合が六%から五%に引き下げられ、これに伴いまして預金金利、長期貸出金利、公社債発行利回りなどが相次いで大幅に引き下げられたのであります。この金利引き下げにつきましても、私どもは企業の設備投資や個人の住宅投資などに刺激を与えるものとしてその効果を期待しておる次第でございます。かつまた、今回の利下げが政府・日銀当局の景気回復促進への強い決意をあらわすものではないかと考えております。しかしながら、今日のわが国経済は、需給ギャップが非常に大きく、また一

方、今回の大幅利下げを織り込みましても、なお一般的には企業の収益率と借入利率との間には逆ざやが残る一面もございまして、したがって、利下げが直ちに設備投資マインドにつながってまいるかという点になりまして、いま申し上げましたような制約があるだけに多少時間もかかるのではないかと存じます。

このような状況でございますので、私どもはさきに成立いたしました昭和五十二年予算につきまして、景気浮揚と国民生活の安定化という要請にこたえたものとして改めて評価申し上げる次第でございます。

本日、意見を申し述べるとの御指示がございまして本特例公債法案は、この五十二年予算の裏づけとなるものであり、現下の財政状況から見まして、まことにやむを得ないものと存する次第でございます。むしろ私どもは、この特例公債法案によりまして財源を前向きに、かつ効果的に活用され、景気の早期回復を通じて、できるだけ早く赤字財政からの立て直しが進むことを強く期待するものであります。

本特例公債法案により発行されます国債の消化につきましても、私どもは証券界といたしましては、建設国債とあわせまして全力を挙げ取り組み、財政の円滑な運営のため、いささかなりともお役に立ちたいと考えているところでございます。

なお、昨年度は特例公債法案の成立がすぐれまして、国債発行が必ずしも計画的に進まず、景気回復に好ましくない影響を及ぼしたのではないかと存じます。本年度におきましては、こうした事態を回避いたしますとともに、国債の円滑な発行を図ってまいりますために、私どもは、本特例公債法案の早期成立を特にお願い申し上げます。

次に、私ども証券界が担当いたしました国債の個人消化につきまして近況を御報告させていただきます。あわせて若干のお願いを申し上げ、委員各位の御理解を賜りたいと存じます。

私ども証券界は、昭和四十一年に国債発行が再開されてから、国債の個人消化の持つております意義の重要性を強く認識いたしまして、この十年余りの間地道な努力を重ねてまいりました。この結果、今日までの証券界の個人消化額は、通算いたしまして二兆六千二百億圓に達し、市中公債のおよそ一三%を占めるに至っております。

特に国債大量発行時代を迎えました昭和五十年後半以降におきましては、私どもは販売態勢の強化と国民の国債に対する理解の浸透に総力を挙げて取り組んでまいっております。こうした私ども証券界一丸となつての努力の積み重ねに加えて、御当局におかれましても、発行条件面での配慮、中期割引国債の創設、積極的な国債PR活動など、国債大量発行に即応した適切な施策を種々講じていただいております。これらの結果、特に最近の個人消化額は飛躍的な増大を見ておりまして、昭和五十年前半には月間百八十億圓程度でございましたものが、昨年五月には七百億圓に上り、この四月には利付国債千六百五十億圓、割引国債八百億圓の消化を達成した次第でございます。

五十一年度予算で見ますと、利付国債九千五百二十九億圓、割引国債九百八十九億圓となりまして、市中消化に占めます比率も、利付国債のみで一五・八%という高水準に達しております。私どもはこのような成果に甘んじることなく、今後とも国債個人消化の促進になお一段の努力を傾けてまいり所存であります。

つきましては、この機会に私ども証券界がたびたび申し出ておることでございまして、二点ばかり希望を申し上げます。改めて委員各位の御理解と御配慮を願わしたいと存じます。

その第一といたしましては、国債の発行条件を弾力化し、投資対象として常に魅力あるものとしておくことがございます。過去におきましては、この点が必ずしも十分とは言えなかつたこともございまして、私ども証券界といたしましては、その消化に苦慮してまいつたのが実情でございます。最近のわが国経済の状況から推測いたしますと、

当面は国債を含めまして公社債の需給関係は比較的平穩に推移いたす見通しでございます。しかしながら、今日のわが国の公社債市場は基本的にはかつてない公共債の大量発行下にあります。今後の景気回復の動向にございまして、資金需要の盛り上がりなどがどうなつてまいるかによりましては、消化環境が悪化するという事態も想定しておく必要があるかと存じます。そうした環境の変化に対応いたしますと、発行条件を弾力的かつ適切に設定していく慣行を確立してまいることが肝要かと存じます。先般の国債の条件改定に際しまして、この点に關しまして御当局の少なからざる御配慮が見受けられたところでござい

ます。

ただ長い期間にわたるわが国の金融風土もございまして、現実には各種金利間のバランスからくる制約もあり、困難の多いところは存じますが、今後とも当局のなお一層の御配慮を期待したいのであります。

その第二といたしましては発行形態の多様化がございまして、国債が魅力ある金融資産といたしまして広く各層に保有されてまいりますためには、国民の多様なニーズに応じまして各種の国債が発行されてまいることが望ましいと考えるのでございます。この点につきまして一昨年来委員会におかれましても、国債の個人消化促進等の観点から大変建設的な御議論をちょうだいいたしました。本年一月には中期割引国債の発行を見るに至つた次第でございます。今後とも償還期限の多様化等の一層の推進を含めまして、この面での積極的な施策を引き続きお願い申し上げます。

最後に、国債の流通市場につきまして若干申し上げておきたいと存じます。

御承知のように、公社債の流通市場は近年飛躍的に拡大を見ておりまして、たとえば昭和五十一年度の売買高は全体で七十四兆圓という大きな規模に達しておるのでございます。この中にありま

る

して国債の売買高は三兆円強でございます。前年度に比べますと二・五倍にふえておりますが、公債全体に占めます比率で見ますと四・五%と、まだきわめて小さな規模にとどまっております。しかし今後は、発行残高の累増に伴いまして、国債の売買高はなお一段と増大に向かうであろうと予想しております。そうした中におきまして、国債に對します国民の信頼を高めますとともに、国債を金融資産の中核として定着させてまいりますためには、国債流通市場の整備が大変重要な課題となつてくるかと考えております。

証券界といしましては、これまでに国債の取引所における売買仕法の改善、国債流通金融の拡充、非課税国債、担保金融の実施等、国債の流通市場整備のためにいろいろの施策を実施してまいりました。しかしながら、欧米先進諸国に見られますように、国債を、公社債市場における中核的存在として定着させていきたいと思います。さきに申し上げました発行面の改善とあわせて、国債整理基金による買入れの弾力的実施とか、公開市場操作の機動的運用、あるいは国債流通金融の一層の拡充など、流通円滑化のための諸施策を推進していただくことが肝要かと思つております。委員各位並びに関係当局の御理解、御配慮をお願いする次第であります。

以上で私の陳述を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長 安田隆明君) どうもありがとうございます。次に、肥後参考人からお願いいたします。

○参考人 肥後和夫君) 成蹊大学の肥後でございます。まず、私は財政制度審議会の委員でもござい

ますが、きょうの意見陳述は、財政制度審議会の委員としてではなくて、むしろもっと自由率直に一研究者として意見を述べさせていただきますと思つております。

経済全般に対する展望につきましては、村本、中山両参考人からすでにあるお話がございました

ので、私は、時間を節約いたしますために本論に早速入りたいと思つております。

第一の意見でございますが、五十二年度特例公債四兆五百億円の発行は、本年度に予想されます経済情勢を前提にいたします限り、経済安定政策上やむを得ない措置であり、かつ、この公債の発行の特例に関する法律案をおおむね妥当であると考へる次第でございます。

その理由の第一でございますが、政府は、インフレを回避しつつ実質経済成長率六・七%、国際収支の黒字減らしを本年度じゅうに達成し、世界経済の安定に寄与することを世界に公約してありますが、他方国内経済について見ますと、民間部門におきます民間投資、特に設備投資及び個人消費の停滞のために、大幅な民間部門貯蓄超過が生じておりまして、総需要の著しい停滞が懸念されております。したがって、総需要の適切な管理を通じて国内的に国民生活の安定を図りつつ、さらには国際経済の安定に対する応分の責任を果たすためには、本年度予算に計上された規模の特例債の発行は、発行しないで済みますものならば発行しないに越したことはないというこゝとを言つてもございませぬが、当面やむを得ないと考へるものでございます。

第二の理由でございますが、この特例債の発行に当たりましては、五十一年度の場合と同様に、発行規模を予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内に限り、出納整理期間中も発行できることとし、かつ償還のための借りかへは行わないこととされておりますが、これは過剰発行に歯どめをかけ、かつ、償還の実質的成果を自己に義務づけるという意味で、まあ、政府自身に義務づけるという意味で適当な配慮であるかと考へるものであります。これが第一の意見でございます。

第二の意見としまして、赤字公債は、しかしながら、異例中の異例と考へるべきものでありまして、できるだけ早く赤字公債に依存する状態から脱却し、建設公債、市中消化の原則に基づき節度ある経済運営が行われるような健全な状態に復帰

することが望ましいと考へます。そのためにも、償還計画が厳正に実行されることを望むものであります。

以上の意見の理由としまして、第一に、赤字公債の発行が望ましくないという理由——私の理由は、経済理論上の理由ばかりではなくて、むしろその経済理論を実践する場合の政治的方々学についての考慮からでございます。純粋に経済理論的に考へる場合でございますが、公債発行の問題は、経済安定の問題ばかりでなく、資源配分論あるいは所得再分配論からの問題も当然に生ずるわけでございますので、経済安定の観点だけが唯一の観点であるとは思いません。しかし、経済安定の観点に限って申し上げますと、民間部門に貯蓄超過があり、かつ経済が不完全雇用下にあります場合には、公共部門におきまして赤字をつくり出す必要があるという考へ方は一般に支持されていると思つております。その場合、政府支出が将来の生産力増加に寄与するものであります場合には、政府支出増加によつて公共部門に赤字をつくり出すことは、資源配分の観点から申しまして、世代間の負担の公平を図るものとして支持されると思つております。

その場合の政府支出は、純粋に理論の問題に限りますならば、将来の生産力増加に寄与するかどうかの問題でありまして、必ずしも政府の固定資本形成に限る必要はないという議論もありません。

たとえば教育とか研究開発とか、そのようなものでも将来に生産力効果があるというような考へ方があるわけでございます。また、公共支出と個人消費の間に資源配分上問題がありませぬ場合には、減税が個人消費の増加に大きな効果がある場合には、減税によつて公共部門に赤字をつくり出すことも支持されるであろうと思つております。もっとも、率直に申しますと、個人消費は、恒常所得に依存するという面を強調する必要があると思つておりますので、経済環境の激変によつて各個人の将来にわたる生活設計に大きな見直しが行われつつあります現状におきまして、減税にどれほどの効果があ

つたかかということは私自身は疑問としております。しかし、これはすでに決着のついた問題でありますのであるいはよけいな意見かもしれませぬ。

次に、しかし、赤字公債の発行による公共部門の資源調達には、その段階でだれもその負担を直接に意識することがありませんし、また、生産力効果があつても具体的な設備として残らない場合には一層そうでございますが、適切な公共部門と民間部門の資源配分の手段としては全く歯どめが効きません。もちろん、市中消化によつて財源が調達されます場合にはクラウディングアウトが生じまして、公共部門の支出と民間投資の間に緊張状態が発生するでございませぬが、個人消費と公共需要の間にはこのような歯どめが全くありません。したがって、政府は国民にとつて何か欲しいものを何でも提供してくれる万能者のような存在と錯覚される危険があり、公共部門が民間部門よりも過大になる政治力学が働きます。また、公共需要と税負担の関連が軽視されますと、超過需要が発生して、増税が必要になりましたときに、納税者にその公共需要に見合う税負担に対する合意ができてないことから、増税が不可能になり、増税と減税の間には非可逆的な関係が成立することを注意しなければならぬと思つております。

さらに、大き過ぎる公共部門は、国民経済の生産力を長期的には低下させるものであるという考へ方が、近年における西欧福祉先進国の共通の認識になりつつあるということが最近注目されるものでございます。この問題は、イギリス、フランスあるいはイタリアそれぞれ政府が、現在、公共部門の資源を、むしろ生産力効果のある工業部門に移すことによつて、経済の起死回生を図らうとしてゐる点に非常に顕著に見られるわけでございます。わが国の場合、過去の高成長時代の行き過ぎで、社会資本や社会保障水準の立ちおくれがあることが指摘されておりますし、私自身も過去にたびたびこのような主張をしたものであります。社会保障の問題につきましては、人口老齡

化や年金の未成熟化の問題と深い関連がございます。現状ではむしろ格差の是正とか、給付と負担の長期的な均衡を図る問題の方に重点が移っているのではなからうかと思ひます。

社会資本の問題も、さしあたりは公共投資の増加が必要でありますけれども、将来の問題としては、やはり社会資本の各部門間の計画的な効率化が問題にならうかと思ひます。したがって、公共部門と民間部門の間における資源の適切な配分につきましては、常に国民の選択を問はずす必要があるという意味で、そのような機能を基本的に欠いております赤字公債への依存が慢性化したままです。これは非常に危険であり、早くこのような状態から脱却する必要があると考へるものであります。その意味におきましても、五十二年度予算における公債依存度が前年度より一・二割下がって二九・七%になったという引き下げの努力は見られますものの、世界一高水準であり、アメリカの一〇・七%、イギリスの一六・八%、西ドイツの一三・五%に比べて異常に高いことは危殆視すべき徴候ではないかと考へております。したがって、公債発行が必要なる場合でも、公債発行対象は比較的伸縮性のある公共投資に限り、建設公債市中消化の原則によることと望ましいと考へるものであります。

政治的な配慮の問題でございますが、繰り返しになりますけれども、選挙民が税負担を喜ばないこと、第二次大戦後は特にそうでありましたが、政府支出の利益が国民全般に及ぶような分野が非常に広がってきておりますことから、選挙民に喜ばれようとする政治的配慮が働けば、赤字を膨張させるおそれが十分にあることは率直に言つて否定できないものであらうかと思ひます。したがって、制度として一般的にこのような負担を回避するためにも、赤字公債は異例中の異例として処理すべきものであらうかと考へるものであります。

なお、特例公債の償還のためには、現在一・六%の国債整理基金に対する繰り入れ、前年度剰余

金の全額繰り入れ、その他予算繰り入れの措置がおりますが、特例債の場合は、さしあたり税収の剰余があれば全額赤字の縮減に振り向けるとともに、できるだけ経費の節減を図り、さらに必要な負担の増加を求めて、現在の財政危機を解消する努力を真剣に払ふことが望ましいと思ひます。

次に、公債発行とインフレの関係でございますが、すでに申し上げたことと重複するのですが、公債発行による国民の税及び公共料金等、負担の直接的な回避は、当面インフレを生ぜしめない程度の赤字公債の発行を可能にするといつても、長期的には公共部門の肥大化に伴う生産力の衰弱を招き、西欧諸国に見られますようなスタグフレーションを招くおそれがあることに注意を向けるべきであります。こうなれば、失業とインフレの二重苦に国民大衆を陥れることになりましよう。

私見を述べさせていただきますならば、三千万円の積極的減税が実質的に五十一年度分の赤字公債の発行によって賄われておりますこと、それから現在、政府管掌健康保険の赤字が安易な借り入れで賄われる傾向がありますことなど、将来の財政運営に危惧の念を持たざるを得ないような徴収が非常に多うございます。このような徴収はすべて赤字公債発行の原因になりましよう。それにつけても、積極的な赤字公債の発行によって景気回復を図つた高橋財政が、一時的には華やかな成功をおさめたかに見えましたが、いかかわらず、最終的には財政支出膨張に歯どめがかからなくなり、蔵相自身の命がけの抵抗にもかかわらず、財政的破局と国家的破局を招来した歴史的な苦い体験を想起せずにはおられません。

最後に、赤字公債依存からの脱却のためには、息の長い努力が必要であります。この点を財政取支試算を手がかりに考へますと、さしあたり二つの課題が目まします。一つは公債管理の問題であり、もう一つは、赤字公債依存からの脱却すること及び大抵ではないことと考へます。そこで第一に、公債管理を成功させるための条

件でございますが、まず目につきまことは、最終年度において五十兆円を超える公債残高の重大さであります。現在は、国債利回りの最近における引き下げにもかかわらず、国債及び地方債には大変な人気が集まつておりまして、個人消化も非常に順調に進んでいるようでありましよう。しかし、最終年度の国債残高が、現在預貯金中第一位を誇る郵便貯金総額をはるかに凌駕し、さらには証券市場に上場されている証券価格の総額と比肩し得る規模になるといふことは、地方債を含めて考へますと、いまや国民の資産として国債の比重がきわめて大きなものになったことを意味すると思ひます。この資産が国民の総消費の動向等に及ぼす影響もさることながら、将来民間投資の活力が大きくなつてクラウディングアウトが生じたときに、国債価格の値下がりによって国民に重大な損失を生ずることがあつてはならないのであります。

そのためには、将来の課題として、貯蓄供給者の各種のニーズにに応じて、期間その他の異なるきめの細かい国債の供給と、需給の適合を図れるような資本市場の自由化を進めることが必要になるでございませうが、何よりも基本的な重要なことは、クラウディングアウトが生じた場合、経費の節減や税負担の適切な増加等によって過大な負担を国民経済にかけないよう、財政の体質の健全化を図ることではなからうかと思ひます。

また、国債の利払いが増加してまいりますと、その費用を負担する納税者と、その利子を受け取る者との間の所得再分配の問題等も生じることが無視できないことと考へます。

次に、そのために五十五年度に赤字公債依存を脱却する中期目標が達成できるかどうかということが大きな意味を持てます。この目標を達成するためには、景気の回復に伴う税の自然増収だけでは不十分なことは衆目の一致するところでありましようが、また増税によつて所要の財源を調達する場合にも、その時期が過ぎ過ぎては間に合いません。とすれば、五十三年度に適切なスタートが

切られるよう、本年度中に適切な方向が決定される必要があるように思われます。税及び公共料金等の負担の問題が回避されることなく、正しく取り上げられることを望みたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長(安田隆明君) どうもありがとうございました。次に、原参考人をお願いいたします。

○参考人(原司郎君) 横浜市立大学の原でございます。日ごろ金融論を勉強しております者として、財政特例法につきまして、最近考へておりますことを申し述べさせていただきますと思ひます。

私自身が金融論の勉強をしておりますので、大量の国債発行、あるいはその累積による金融面への影響というのを中心に申し上げたいと思ひますけれども、初めに、少し最近における財政金融政策の動きにつきまして、私見を述べたいと思ひます。

経済政策の目標といたしまして、不況の克服、あるいは雇用の増大を第一義に置くということにつきましては、これまでの三参考人の方々と同様につきましても、これまでも申し上げたいと思ひます。異存はないわけでございますけれども、スタグフレーションのもとにおきましては、やはり通貨価値の安定も軽視されはならないというふうな考へます。現に消費者物価は上昇を続けておるわけでありまして、五%程度の年上昇率であつて安定しているようにいわれております卸売物価も、コスト面の圧力もあつて、多くの業種で上昇の機会が待たれておるといふふうに見られるわけでございます。その動向は決して看過できない問題ではないというふうな考へるからでございます。

ところで、経済政策の手段としては、言ひまでもなく、財政政策と金融政策のいわゆるホリシックスが必要であることはもちろんでございませうけれども、現在のごとく両政策を拵けて不況対策に向けられておるといふことの中に、何か問題

はないだろうかというふうに考えるわけでございます。財政政策の効果は直接的であるといわれませんが、減税による個人消費の刺激も、公共投資の水準も、五十二年度予算におきましても必ずしも十分とは言えないわけでございます。

昨年、参議院の大蔵委員会の公聴会で同じ場を与えられましたときに、私自身は、高度成長期の財政の仕組み、たとえば不公平税制であるとか、あるいは歳出の再点検であるとかいうようなことを申し上げたわけでございますけれども、

〔委員長退席、理事戸塚進也君着席〕

本年の新しい情勢で考えてみますと、経常支出の比重削減による公共投資の大幅増大であるとか、あるいは資金運用部資金の国債消化の比率の増大であるとか、あるいは地方交付税特別会計への資金運用部資金の貸し付け、これは明らかに長期の貸し付けであり、本来は国債ないしは地方債の発行によるべきものであります。そういうこともこの比率の増大は、一般会計あるいは地方自治体の普通会計の経常支出に資金を運用する割合をその分だけ高め、その分だけ財政投資の規模を圧縮することになるのではないかと、いうふうに考えるわけでございます。つまり財政政策における不況対策は、公債の増大というふうな形に必ずしも直ちに帰着しない方法で、経済効果を高めたいということも、と考えられてよいのではないかと、いうことでございます。

で、財政政策に比べて不況対策の効果が弱いといわれておりますが金融政策が、現在ではむしろ財政政策以上に不況対策の中心となつていて、いうふうにもとらえられるわけでございます。特に、今回の公定歩合を中心とした金利引き下げは、貸出金利あるいは事業債発行金利の低下のコスト効果を通じて、企業の投資活動に影響を及ぼすということが一つのねらいとされておられるわけでありませうけれども、そうした金利の投資効果が弱いと見られておられるだけに、シグナルとしての効果はあるといいたしても、問題となるわけござ

います。

また、国債の大量発行に依存する政策も、結局は、金融手段によって不況克服を図るということになつてくるものでありまして、後から申し述べますように、今回の金利引き下げ政策も、結局は大量の国債発行の環境づくりではないかというふうな考えられるわけでございます。金融政策の方向がもつたら不況対策に向けられておるといふ現状に一つの問題を感ずるものでございませう。むしろ財政政策は、もつと効果の上がるような形で不況対策をねらい、金融政策は、通貨価値の安定をもう少し目標の中心に置くという形で、需給ギャップあるいは貯蓄超過の吸収を図る方がベターではないかというのを考えるわけでございます。まして、大量の公共債発行が安易な形になされるということに疑問を持つ次第でございます。

大量の国債発行には、このような問題点があると考えられるわけでございますが、最初に述べましたように、金融面から特にその発行あるいは累積の影響を中心として考えてみたいと思ひます。

第一に、低金利政策の問題でございます。昭和四十六、七年のいわゆる金融超緩慢下における低金利政策と比較いたしまして、今回の低金利政策につきましては、企業段階における手元流動性は、資金需要の減退も手伝ひまして、ある程度指摘できるかと思ひますけれども、大量の国債の引き受けということがございまして、都市銀行を中心とした金融機関の段階では、依然として外部負債の水準が落ちておりませんで、都市銀行は大量の外部負債を依然として抱えておられるわけでございます。ここに昭和四十六、七年と今回の金融緩慢化の度合いの違いというものも考へるわけでございます。まして、こうした金融事情のもとで低金利政策を遂行するということの意味は、先ほども申し述べましたように、大量の国債発行の環境づくりではないかというふうに見られないこともないと思ひます。資金コストの面から都市銀行、地方銀行等、普通銀行の国債消化比率が高くなつておる

わけでございますが、当面この国債は、一部の例外を除きまして日本銀行に売却する以外流動化が考えられないわけでございます。そこで、後々大量の国債を消化していくためには、資金繰り上何らかの形で外部資金の導入が必要になるわけでございます。御承知のようにコール市場には私ども外部の者から見てもかなり深く日本銀行が介入しておられるというふうに見るわけでございます。コールレートはやや高目に維持されるように誘導されておりますけれども、そのコール取引のかなり中身にまで介入が及んでおられるのではないかと、いうふうにもとれるわけでございます。

そこで、外部資金の調達に当たりましては、公社債市場、特に現先市場での債券売却によつて資金繰りをつけるという方法をとつておられるわけでございますが、

〔理事戸塚進也君退席、委員長着席〕

その場合に、売却した金融機関にはキャッシュロースが生ずるというございませう。昨年の九月から十二月にかけて公社債の利回りが上昇しておられるわけでございます。都市銀行の資産売却がその原因であります。その場合に、十二月に日本銀行が買いオペを行ひまして、これによつて公社債の利回りを下げると、つまり長期金利の方向をそこで転換させていくという政策がとられたわけでございます。今後大量の国債発行が続き、そして現状のような超過構造のもとにおきまして、同じような形が進められるのではないかと、いうことでございます。つまり、現在のわが国の金融構造が、割引国債の出現などかなり個人消化に国債が向けられてきておるといふことを言われるとしても、なお間接金融優位の金融構造のもとで行われておられるわけございまして、そこでとられる政策は、自由になつておると言われております。現先市場の利回りですら、そうした日本銀行の都市銀行を中心とした金融機関に対する操作によつてコントロールできるわけございまして、かなり金利の誘導が可能になつておるのではないかと、いうことでございます。で、先ほど述べられて

おりますように、流通化あるいは利回りの弾力化ということが主張され、世上金利機能の活用が今後の金融政策に必要であるといふふうな言われおるにもかかわらず、事実上規制という方向が進められておられるわけございまして、そういう意味で現在の低金利政策も、私には人為的な形で進められたものであるといふふうな映るわけでございます。で、やはり大量の国債発行に伴ひまして流通化あるいは利回りの弾力化ということがその歯どめの意味からも望まれるわけであることは、これまでの参考人も申し述べられたとおりでございます。

次に、第二に、こうして今後も続くであろう人為的低金利政策の問題点といたしまして、この預貯金金利の問題がございませう。大量の国債発行が可能にするための環境づくりというところで行われたい人為的低金利政策が、わが国の間接金融構造のもとでは、預貯金金利の引き下げを其體にするといふことでございます。で、元来わが国の預貯金金利というものは、金融機関の経営サイドから決められるという、そういう性格を現実には持つておられるわけでございます。金融機関の経営サイドから直接的には貸出金利あるいはこの公社債利回り、運用利回り等の運用利回りが動きますと、それに応じて資金コストの面から預貯金金利の引き下げというのが問題になつてくるわけでありませう。そこに、その交渉力も弱く、説得性も持たない個人あるいは庶民の預貯金者としての立場というものが非常に軽視されるわけでございます。そういう意味で、この今後も続くであろう人為的な低金利政策のもとでは、庶民はインフレによる物価上昇の圧力、それから預貯金金利の引き下げという二重の圧力を受けるわけございまして、この点の解決、つまり少額貯蓄保護というふうな問題を伴わないで、この低金利政策を語ることはできないのではないかと、いうふうな考えを次第でございませう。

次に、第三番目に、やや長期的な視点に立ちまして問題を考えるわけでございますが、現在資金

コストの点で都市銀行、地方銀行と相互銀行、信用金庫等中小金融機関との間には一%近い、あるいは場合によっては一%以上の開きがあるわけがございます。これが国債消化について普通銀行に非常に大きな負担がかかっているという一つの原因でございます。そうした場合には、まあ預金金利の引き下げということも先ほど来の問題になるところでございますが、特に、経費率を引き下げて資金コストを低下させるということが問題になってきて、中小金融機関が余資の運用に当たりまして、単に準備資産としてでなくて、収益資産として国債を保有し得るような、そういう経営基盤をつくっていくというふうな政策が現在進められておるといふふうには見えるわけでございます。すなわち、規模利益の追求による中小金融機関の再編成の進行でございまして、これが大量の国債発行と無関係であるというふうには思えないわけでございます。そうなりますと、当然中小金融機関の専門性、すなわち中小企業金融あるいは個人金融というふうなものも圧迫されるわけでございます。そうした問題につきましてはやはり十分な配慮がなされなければならぬのではないかと、このことでございまして。

それから、第四番目に、昨年も公聴会の席で、M₂の増加率が大量の国債の発行に伴って増加するであろう、こういう指摘をしたわけでございます。事実、この一年間はM₂の増加率は比較的安定しておりますが、今後ともほぼ一三%前後で安定して行くのではないかと、そういう予想が立てられております。問題は、その増加率の数字ではなくて、その寄与度の点でございます。御承知のように、五十一年十二月末で対前年度比一三・五%のM₂の増加率に対する貸出金の寄与度は一・五%にすぎないわけですが、有価証券のうち国債は四・五%に達しておるわけでございます。

国債が、そういった意味でM₂の増加に貢献しておることは間違いがないわけでございます。今後金融引き締め政策の必要性が出てきた場合には、財政の弾力化、国債発行の弾力化ということ

が望まれるわけでございますが、それが容易でないだけに、つまり国債の大量累積によりまして、このM₂の管理がいままでよりもわずかしくなるわけでございます。そこに、先ほど来各参考人が指摘されましたようなクラウディングアウトの問題も出てくるわけでございます。注意すべき問題があるわけでございます。

つまり、当面は全体的な景気の鎮静があつて、民間企業の資金需要が低いということ、増加率の上では安定しておるように見えるこのM₂につきましても、その寄与度といふことが、通貨の増加要因からすれば、いつでも大幅な増加に転ずる、そういう要因を抱えた、そういう仕組みを持たないままであるということについては変わりがございません。この点に何ら歯どめの手だてがないというのが現状ではないだろうかということでございます。

以上のような観点から、金融面に及ぼす大量国債の発行あるいは累積の影響に対する何らめだ十分な対応策といふものが打ち出されてない、あるいはむしろ逆に、国債の消化ということだけに力点が置かれた環境づくりが行われておるといふ意味で、財政特例法につきましては、大きな疑問を持つ次第でございます。

終わりに、不況対策あるいは雇用の増大という政策目標は、もちろん重視しなければなりませんけれども、通貨価値の安定あるいは経済の貨幣的な側面というものを私どもは忘れてはならないということを再度強調いたしまして、私の陳述を終わります。

○委員長(安田隆明君) どうもありがとうございます。それでは、引き続き、質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○福岡知之君 いま村本全国銀行協会連合会会長さん初め四人の方から所見を伺いました。大変御苦勞さまでございました。

大体お聞きをしております、村本参考人あるいは中山参考人、それぞれ金融機関あるいは引受

協会という立場で、ほぼ似通った御意見のように伺いました。そこで、昨年なり一昨年の場合には、たゞいま原参考人も触れられましたように、あるいはまた肥後参考人も先ほど触れられましたように、赤字公債の発行を自ら止めざるは是非論というものが、かなり取り上げられてお話を伺った経験があるわけであり、本日もそういう点では、肥後参考人あるいは原参考人の場合はそういう点にもかなり触れておられます。そういう点で、あのお二人はまたこれ似通っておる面が多分にあつた、そういうように存じます。したがって、私は、二、三要点としてお聞きをしたいと思います。一つは、村本さんあるいは中山さんが盛んにおっしゃられましたように、一応いろんな問題はおありけれども、今回の赤字公債の発行はやむを得ないものと、それがすでに予算に組み込まれたものである限り、また財政を補つていく上で、あるいは景気を早く浮揚化させていく上で必要なものなんだ、建設国債を含めてという前提で、要するにいまインフレ対策、物価対策等に十分な配慮をもちろんな前提としながら、これは早く発行をさせてほしいと、こういうお考えであります。

そこで、いまそういう前提で考えた場合、金利の自由化が非常におずかし、公債の発行をめぐる基本的な市中条件といふものが整備されてない、この問題はあつても、とにかくある程度の発行条件についての弾力性といふものを持たしてほしいと、こういうお考えのように伺うんで、けれども、具体的にはいかにどの程度まで思い切つてこの際、銀行側としてはやってもいいとお考えなのか。たとえ金利の自由化といふことは、長年の歴史的な経緯から一気にはおずかしと、こういうことでございませぬ。しからば、この時点で、どういふ点を具体的に銀行側として、あるいは引受協会としては当局に対して期待されるのかということですね。特に、これは国債と直接的には関係ないんですが、この間もいわば金利の第二次の引き下げをめぐりまして、郵便貯金の金利問題、連動をめぐつてかなり議論があつ

たはずであります。この点、時間がありませんから肥後参考人、原参考人にもお聞きしたいんですが、けれども、いわば先ほどの話にも出ていましたように、郵便貯金の総額というものをめぐつて、今後日本のいわば金融政策のあり方として、かなり大きな問題があるような気がするわけですが、そういうことも踏まえながら、具体的な発行条件の弾力化ということについてはどう考えるか。

もう一点は、昨年当委員会でもいふん議論をいたしまして、結局、当局としても、いわば割引債の発行に踏み切りました。一千億程度、今年度は三千億程度と聞いておりますが、その消化の実態というのはいささか好調のようなんですが、あつたときに銀行側はかなり、何といふんですか、反対という態度が強かつたわけでありまして、そういう点で、先ほどのお話にかかつておりました。ところが、先ほどのお話のように、発行の条件の中のもので、やっぱりわれわれは発行する限りは、当局考へるべきではないのか。そのほかにも手はあると、貯蓄国際等もあるんじゃないかというふうなことを議論しておつたんですが、いまはわりあいに涼しい顔をされてまして、それが国民のニードに合つておるといふふうな姿勢で受けとめておられるようですね。その点は先ほどの御趣旨と比べてみてどうなのかということでありまして、これは御四人の方何だつたら簡単に触れていただいで付つてございまして。

特にまた後のお二人の方には、先ほど来たくさん御指摘がありました。私も大変参考をさせていだいたわけでありまして、まず肥後参考人が、いわば五十五年までの財政収支中期試算に基づいて、いわば大量の国債の発行ということがいままもくろまれておられるけれども、かなりこれに対して厳しい警鐘を打たされたような気がするわけでありまして。私自身もかねがねそういうふうな感懐を持っておりました。ところで、肥後参考人おっしゃられたように、償還計画というものを厳正にやるべきではないかと、こういう御趣旨のもとに、具

体的には、まあ余剰財源があればこれは悪い切つて金額を振り込んで償還に充てていくぐらいの手を打たなきゃならぬ。あるいはまた、私思いますが、景気が本たるみからなかなか回復に向かない。公共投資上期七〇%、前倒し十兆円からぶつたんだけれども、果たしてそれでどうなのかというふうな危惧があるだけに、今年度の税収入もそんなに大きくは期待できないし、さらには来年度だって、新しい改定試算からいえば二七%以上の対国民所得比増税をやるかと、きわめて、何といいますが実行可能かどうか首をかしげざるを得ぬような一つのもくろみがあるわけでありませぬ。

それを裏づけるためにはどうしたって増税が必要であるということでありますが、その増税策をめぐって、税調でことしの年末近くまで議論をして云々というふうなきさつになっていきます。私たちはその点をかきつら問題にしています。なまじやならぬと思つておられるけれども、肥後参考人いみじくもおっしゃられましたように、やはり返していただくために一日も早くその赤字財政からの脱却を図るために、そういう余剰財源を償還に思い切つて充てるほかに、必要ならば増税に対する国民的意識の啓蒙ということが必要だと、こういうふうにおっしゃられました。その点で多少具体的にどういってお考えを持っておられるだろうか。たとえば敷衍的に肥後参考人がおっしゃられたように、所得税、法人税等についての大改革というものを必要とするのじゃないか。さらにはまた、比較的先進国に比べて低位にあるいわゆる間接課税というふうなもの改革というのをやっぱり前提とするべきではないか。特に私は、優遇税制として不公平税制の最たるものであった租税特別措置の大幅な見直しというものは当然のこととして含まれなきゃならぬと思うんですけれども、そういう前提で肥後参考人は税制についての、増税方向に立ったような改革が望ましいとお考えになつていられるかということでもあります。

それから、原参考人には、きょう初めて通貨供給量の問題、M2の問題が触れられたわけですが、これも、ことしはこういう不景気の中でございませぬので、いまのお話のように、いまの御参考人のお話の中にもありましたように、大量の国債発行がインフレーションを増長しないかと、あるいはクラウディングアウトを引き起こさないかとかいふふうな懸念が、多少は触れられておられますが、M2問題については原参考人が触れただけでございませぬけれども、果たして、景気の見直しにもよりますが、今年度短期だけで見れば別ですが、やや長期に見ますと、私はやはりかなりこれは問題ではないのか。それは単に景気を刺激、回復させていくというフランスの側面だけじゃなくて、御指摘のように、やはり通貨価値が非常に減つてしまつて、一般庶民としては問題が出てくるのではないか、こういうことに結局は影響すると思つておられるが、参考人としてはその点のお見直しをどういふふうにご考えておるか。

以上雑駁でございますが、お四方にまともにお伺いしておきたいと思つておます。
○参考人(村本周三君) ただいまの福岡先生の御質問にお答えしたいと思います。

福岡先生御指摘になりましたように、金利の自由化ということば、いわばわれわれ金融に携わつておられる者にとりましては、一つの理想と申しますか、最終目標になつておられるわけでございます。特に、こういうふうなゆるやかな成長時代に入つてまいりますと、資源の配分がなかなか問題になつてくる。そうすれば、やはり金利機能を生かして資金の配分をするということば非常に効率的な配分ができる。そういう意味ではわれわれ確かに金利の自由化が望ましいというふうにご考えます。また金融機関の経営努力の面から申しますと、金利の自由化によりまして、先ほど原参考人から御指摘がありましたような、いわゆる目減りの問題というふうなものにできるだけ有利な商品を提供して、国民の要求にこたえていくという面から、われわれ金融機関の経営合理化に対する努力

を非常に最高にさせるという意味からも、われわれとしては金利の自由化というものを一つの理想としてなめておられるわけでございます。しかし、先生御承知のように、わが国におきまして長年にわたりまして金利がある程度統制されるというところを前提として、現在の金融機構ができておるといふこともまた一つの歴史的事実でございます。

したがって、われわれはそういう中で、どういふふうにしていけばいいかということでございます。前回の金融制度調査会の中間でございませぬけれども、あそこにも書いてございませぬけれども、一気に金利の自由化ということに突き進みますならば、やはりいまのような歴史的現実としてでき上がつておられる現在の金融機構というものに少なからぬ混乱と摩擦が起きてくるであろう。したがって、現実の問題としては、金利の弾力化をしていくことが望ましい、これがわれわれの金利の自由化ないし弾力化に対する考えでございます。

さて、先生御指摘のありました点は、それでは今回の国債の特例法に関連して一体弾力化ということばをどういふことと申したらいいのだという御指摘であるかと思つておます。で、私も今回の国債の金利が引き下げられたことも、全体の実勢金利に御追従なされたものとして非常に評価をしておられるわけでございます。つまり実勢が変つたからそれに応じて変えるのだという意味では非常に評価しておられるわけでございます。また全体の財政政策、金融政策として現在の最大の問題でありませぬ景気対策というのに対して全体としてわれわれは評価しておる。したがって、その中の一環として行われた国債金利の引き下げも評価しておる。ただ、その幅が適正であるかどうかというところは、これは一つの御当局の誘導もございませぬから、これからの実勢価格がどういふふうに移すかということと違ひませぬし、そういう新しい実勢価格にに応じてまた上げたり下げたり弾力的に対応していただくことがまず第一である

うかと思つておます。
では、どうすればそういうふうな弾力的に、ひとり国債のみならず、長短期の金利を通して、どうすれば弾力化ができるかという点につきまして、先ほど先生御指摘になりましたように、やはり金利決定機構の一元化ということが、一つの金融機構としては私も望ましいと、かように考えておられるわけでございます。

次に、先生御質問の中期国債の点でございますが、私どもの説明が足りなかつたのか、多少私どもの考えておりますことと先生のおっしゃつたことと違ひましては、中期国債の発行に反対したといふふうには考えていないのでございませぬ。先生おっしゃいましたように、国民のいんな金融資産上のニーズがあるんだから、国債も単に十年もの一本じゃなくて、もう少し短いものがあるのもいいではないか、そういうことをわれわれは申し上げたわけでありませぬ。ただ、現実の発行の際のその条件は、やはりいんな金融資産のバランスというところを考へて、公平になるようにしていただきたいというふうにご申し上げたつもりでございます。

先ほど中山参考人から四月には長期国債が千六百億円売れた、それからまた中期国債が八百数十億円売れたというお話がございましたが、私もその売れ行きを見ましておりました、やはりかなりの好条件であつたのではなからうか、さように考へておられるわけでございます。
これでお答えになりましたでしょうか。
○参考人(中山好三君) 御質問の実勢化あるいは多様化の点について申し上げたいと思つておます。いまわれわれの、わが国で出ておられるのは十年もの一本であつたわけでございますが、最近中期国債が出てまいりまして非常に人気を博したわけですが、諸外国などで見ますと、条件の弾力化、多様化というのは、わが国より数段バラエティーに富んでおりました、アメリカなどでは三ヶ月、六ヶ月、一年という期限のものから十年まである

とか、それで金利の高いときには短いものをさつと出す、安いときには長いものを出す。また、イギリスにおいても三カ月とか、五年未満とか、非常にそのときの情勢に応じて金利も弾力化しておりますし、また発行形態も多様化している。これから国債の大量発行時代に向かいます。わが国もこういうような諸外国の形態を十分に参考にしながらやっていかれたらどうかと思ひます。長い間金利が統制されておりましたが、いま全銀協の協会長が申し上げましたように、今回の金利の手直しというのはきわめて弾力的に行われましたし、非常な実勢を尊重した線に近づいたというぐあいに考えておるわけですが、しかし、こういうものは一気にいきませんので、全く売る立場からいへばまだ若干の不備な点もあつたかと思ひますが、今回の諸情勢からすれば、従来の状態からすれば非常に弾力化に近づいた。今後ますますこういう面で非常に弾力的に運用していただければわれわれは大変幸いするんじゃないかというぐあいに考えております。

ほかにまだ何かございましたら……。

○参考人(肥後和夫君) 私、税制調査会の特別委員もしているわけですが、これから申し上げます意見は、税制調査会に拘束されない私個人の意見としてお受け取りを願ひたいと思ひます。

いま村本、中山両参考人から、公社債市場の整備あるいは金利の弾力化が必要であるという御要望があつたわけですが、先ほど申し上げましたように、そのような条件を整備するためにも、国債にべつたり寄りかかるような財政の体質をできるだけ早く解消するということが一番基本的な前提条件になるということを私考しておりました。そのために、公共サービスの財源として税負担が適正であるということが必要であると思つております。その点から見ますと、中期財政計画の達成が非常に税収の確保の面で困難視されていることは、先ほど福岡先生からのお話もあつたとおりでございますが、私個人の意見で見ます

と、たとえば先ほど三千億の特別減税の点につきまして大分耳ざわりな意見を申しましたけれども、あれはあのような減税方法というのは、一九七五年のアメリカの連邦所得税の改正に非常に準じたやり方であるわけですが、アメリカのフォード政権のタクスクレジットを導入しましたときには、あれは課税最低限のかわりに、税額控除を選ぶという方法をとつたわけでございます。日本の場合には、課税最低限も引き上げるし、それから税額控除もまた導入するという、結局、方式をおとりになられたわけですが、私が、私はやはりそういうところに、所得税の税収を確保する場面のわずかしきさという一般的なものをひしひし感じるわけでございます。一般的に申しますと、所得税はいい税金であるから、むしろその負担能力がある人たちがたくさん取るようにして、できるだけ所得税というものの比重を下げないことが望ましいというふうに考えているわけでございますけれども、そういう意味では、たとえばタクスクレジットを選択するということは、課税最低限は低くするというところでございまして、たとえばドイツの七五年税制では、むしろ扶養家族控除を児童手当に切りかえたかわりに、所得税の扶養家族控除は全廃したわけでございます。先ほどアメリカの所得税について申しましたが、そのような点で所得税に対する現在の国民の対応の仕方が非常に安易なものはなからうかと考えております。

法人税につきましては、従来高度成長の過程で法人課税が優遇され過ぎたという批判があり、私自身もそのような意見を持つてたびたび述べたことがあるわけですが、最近の、たとえば先ほどのヨーロッパ諸国の動向を見ますと、公共部門の資源をむしろこの産業、工業の方に移転するとういうようなためにも、やはり法人税に對してかなりいわゆる法人擬制的の、法人利潤税的な方向から法人擬制的の方向へ一般的に回帰を示しているとういうような動向がございまして、先ほど利子・配当課税の問題が、国債の大量発

行に伴つて税制上もやはり問題になつてくるとうことを、関連のことを申しました。そういう意味で、利子・配当課税の問題は、所得税として一つ問題でありまして同時に、たとえば受取配当損金算入、支払い配当源泉課税というような形をとりますと、これは法人税の問題でもあるわけでございます。単にかなり長期的な観点に立つて法人税の扱い方を検討すべきである。現在は、利子・配当課税を有効にするためにも、源泉税率を上げて、そして総合課税の基礎を整備すべきであると思つておりますが、その税負担が国際競争力と十分にバランスのとれたものであるような配慮は私はやはりする必要があるかと思つております。直接税に対する抵抗が非常に現在強いという点から申しますと、やはり最終的には納税者である国民にこの直接税が間接税かの選択をしてもらわなければならぬ。直接税を通した増税というものが非常に不可能であるとするれば、やはり大幅な税収を確保するためには、一般消費税の導入が必要ではなからうか。ただ、一般消費税の導入につきましても、外国の場合には、これは前に取引高税なり製造者売上税なり、そういうものの実績があつた上で付加価値税の導入があつたわけでございますから、一挙に付加価値税にいくのか、あるいは中間段階に一般消費税を取り上げるのかという点が、個別消費税の増税とあわせて検討されなければならぬと思つております。

租税特別措置については、長期的にその整理合理化を図ることがやはり基本であると思ひますが、たとえば現在民間投資が思うように回復しないとういうような点もあつて、これは高度成長から急転して低成長時代に入ったわけ、過剰設備がある間は設備投資はなかなか回復しないとうい面もありましようけれども、たとえば投資税額控除のようなものを随時考へるといふようなことが必要かどうかとういような点もあつて考へなければならぬのではないか。昨年の税調では、これはやはり長期的な観点から考へるべきであつて、短期的な調整政策として投資税額控除等

を考へるべきではないとう意見であつたとうふうには私は理解しておりますけれども、なお検討の余地があるいはあるのではなからうかという気がしております。

○参考人(原司郎君) 一つは、金利自由化の問題についても触れるようにとういことでございます。したが、特に金利自由化の問題になりますのは、預貯金の金利ではないかとういふうには考へます。中低位所得者層について見ますと、必ずしも金利が預金サービス選択の指標になつていない。たとえば消費者物価の上昇率が非常に高くなりまして、実質金利が下がったときでも預貯金があつておると、こういうことでありまして、必ずしもほかに代替して選ぶ貯蓄手段が乏しいとういこともありまして、金利との弾力的な関係とういのは弱いんじゃないかとういふうには考へるわけでございます。恐らく自由化すれば大口預金の金利は上がつて、小口、零細な預金はそれよりも低い水準に抑えられるであろうとういことになりまして、いま問題になつておりますインフレ目減りの議論とは別な形で動いてしまつたろうとういことで、どうも私は、そういう意味で、庶民の預金金利とういようなものについては、必ずしも自由化なり弾力化の対象にしてよいかどうかとういことに疑問を持つておるわけでございます。

ちよつと郵貯にも触れられたので、私見を述べておきますと、民間資金と公共資金の配分のあり方とういものと、それから郵貯と民間金融機関の預金をどう伸ばすかとういことの問題とは一応切り離して考へるべきではないか。つまり、公共資金、公共部門の資金需要が非常に大きいから郵貯を伸ばすとういことは当たらぬのであつて、郵貯は郵貯なりに国民の零細な貯蓄を吸収するとうい使命を果たせばよいわけでありまして、そこは先ほど述べましたような庶民預貯金とういことで考へていくべきじゃないか。もし、公共部門の資金がそれでも不足するならば、公共債の発行とうい手段があるわけですから、民間が集めた資金を活用していくとうい方法をとればよろ

しいかと思ひます。ただ、郵貯は国営の金融機関でありますから、その国営の金融機関が集めた資金の配分に当たっては、やはり国民の福祉であるとか、あるいは公共の利益であるとかという観点に立って配分すべきであるというふうに考えます。

それから、後の方の私個人に与えられましたM₂の問題は、御指摘のように、長期的に見ればインフレを助長する要因を多く持っておりますし、クラウディングアウトの問題が先ほど指摘しましたようにあると思ひますが、特に私が先ほど指摘しましたことは、結局、市中金融機関が大量の外部負債を持つておられて、その中で国債の大口消化先であるということでありまして、したがって、昨年の実績などを見ますと、結局、全体の有価証券の増加額というのは、国債の保有額だけにちよど見合っているわけでありまして、そのこととは、そのほかの有価証券を売却されたということになるわけで、その売却された先は、中小金融機関であるとか、あるいは農業系統金融機関であるとか、それから場合によっては法人企業部門の手元流動性というふうなものに投資対象になるということだと思ひます。

で、そういう場合に、もし金利を比較的国債の利回りを低い水準で安定させようということであれば、日本銀行はどうしても買ひオへをしなればならないわけでありまして、その度合いというのは、恐らく民間の資金需要がどの程度出てくるかというところによって決まってくるわけでございますので、したがって、そこでの歯どめはないんじゃないかというふうに思ひます。もし、資金需要が出てきて、今度金融引き締め政策を行うというところになれば、民間設備投資等の企業の資金需要を抑えようとするれば、これだけ大量の国債が出てきておりますから、クラウディングアウトという方法でよろしいわけでありまして、公共部門の資金需要を抑えようということになりますと、先ほども述べましたように、国債の弾力化ということが問題になるわけですが、これは恐らく

財政政策の現在の性格からしてなかなかむずかしいんではないかということになると、やはり全体としてのM₂の増加率というものにつながってくるんじゃないかという意味で危惧を申し述べたわけでございます。

以上であります。

○委員長(安田隆明君) どうもありがとうございます。

参考人の方には、恐縮でございますが、質問者は予定持ち時間を持っておりますので、御協力を願ひしたいと思います。

○鈴木一弘君 村本参考人にまず伺いたいと思ひますが、金融機関の保有の国債について大蔵省では、いまでも流通市場への自由売却については全く禁止したこともないし行政指導で規制したこともないというけれども、そういう中でも実質的には自由売却ができなかったというふうな、そういう事情についてお話を伺ひたいと思ひます、一つは。

それから、やはりその一つの理由としては、流通市場へ国債を売却した場合、いまでは売買のロスがありますから、そういう点で流通市場へ売るよりも一年間保有しておいて日銀の買ひオへに應じた方が有利である、こういうことが一つの理由ではなかったかと思ひます。しかし、その買ひオへも、こういうふうな大量の国債発行という状況下になってきますと、やはり金融機関の保有高が高まっていくと、それが今回の八十二銀行や幸福相互のような、四十億円も売却したということが伝えられておりますけれども、こういう動きが出てきたんじゃないかと、それについて全銀協としてはどういふふうな考えておられますか。それが一つでございます。

それからもう一つは、国債と同様に地方債が大量に出ておられて、これも御承知のように縁故債、政保債両方がありますけれども、相当な引き受けを銀行ではなさっている。で、地方債については市中銀行が五十一年度末で八兆四千七百二十九億、五十二年度末には十兆円を超えというよ

うな借入残高が予想されておりますが、そういう消化がどうしても、クラウディングアウトの問題、先ほどからいろいろ議論されておりますけれども出てきております。そういう点で、これはどういふように、地方債を含めた公共債の引き受けの問題について今後どう考えていかれますか、その点をお伺ひしたいと思います。

それから、中山参考人には、時間がありませんから省略して簡単に申し上げますけれども、一つは、いまの自由市場への国債の売却、こういうことや、大蔵省のそれに対する柔軟な姿勢、こういうことから市場における国債の地位が相対的に高まるだろうという予想があります。そうなりますと、国債の値崩れ、そういうものも起きる場合もあるんじゃないかと思ひますが、その点についてどうか。

それから、個人消化の促進ということがたびたびうたわれてきておりますが、それには先ほどから発行条件の弾力化ということで、発行方式等についてもいろいろなものと言われておりましたけれども、さらにいま消化の方式、それから流通の市場、換金市場、そういうった償還の財源、こういう点についてどういふふうな思っているか。これが、いま一つは、個人消化という面では、銀行等が売買を行うということについて好ましいことだろうと思ひますけれども、これが預金の関係そのほかいろいろな点でどう出てくる、あるいは証券業界等の関係で動いてくるわけでありまして、そういう点についてどういふふうにお考えになられるか、それを伺ひたいわけでございます。

それからいま一つは、金利の引き下げの問題で、国債についても大幅な条件改定ということ(七四%の利下げが行われておりますけれども、個人消化の推進というところになれば、促進ということから見て、やはり少し下げ過ぎではないかという考えがあるんですけれども、その点はどうか。これは原参考人も金利の引き下げに関連して大量国債発行の基盤づくりだということを言われておりますが、これは個人消化という面を考

えますと、そういう面についてもこれは必要じゃないかという考えも持たざるを得ないわけですが、ただ、個人消化になっていくと銀行預金が減るんじゃないかとか、お金は一つでございますのでいふんな影響が出てきますので、その点はどう考えていらっしゃるのか。これは原参考人にもその点はお伺ひしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○参考人村本周三君 たいだいま鈴木先生御質問の第一点は、国債の売却についての事情はどうであったかという御質問だと思ひます。申し上げるまでもございませぬけれども、国債を売却するかどうかということは、これはそれそれ個別の銀行が経営上の問題として判断することでございます。全銀協が全体としてどういふふうな問題ではございません。

それでは個別の銀行として当時の事情はどうであったかという御質問かと思ひますが、つまり一昨年来、四十九年までは国債の発行高がその大した額ではなかったという事情がございまして、銀行側はなかつたという事柄は、必ずしも国債を売却しなければいけないというふうな状況ではなかつたというところが一つございまして。また先牛御指摘のように、日本銀行さんが当時買ひオへをときどきしておられた。一年たつてから買ひオへをしておられたので、そういう買ひオへ政策をおやりになるときに、銀行側の手持ちが全然ないというところも困る。それは日本銀行として成長通貨の供給ということも一つの大きな金融政策の目標でございますから、それに対応するだけの種は常に持っているなければならぬ。そういう意味で、私どもは債券を売る場合には国債以外のもの、縁故債、その他を主として売つてまいつたというのが実情でございます。ただ、本年のようになりまして、私どもも大体去年は全体で申しまして全銀行の実質預金の増加額は約十一兆円あつたわけでございますが、債券を、有価証券を増加させ

たのが四兆円でございます。これは第三の御質問ともかかわってくるわけでございます。非常に大ざっぱに申しますと、十一兆円の実質預金の増加に対して、約三〇%に当たる三兆三千億の国債を引き受けました。そして先生御指摘のように、若干債券を売却したりして、結局四兆円の債券の増加になっておるといのが去年の実情でございます。したがって、これだけ大きくなってまいりますと、われわれの方も今後は市場を混乱させないように配慮しながら、やはり国債の流動化と申しますか、それを売却するという方向も考えていかなければならないと思ひます。

で、先生の第二の御質問は、若干の銀行が売却をしておるようであるが、一体日本銀行に売る方が有利だから一般に売却しないで待つておるのではないかと御質問であったかと思ひますが、確かに大量の国債を一遍に流通市場に出せば、その場合は価格が恐らく暴落するでございませうから、先生のおっしゃるようなことがないとは申せません。しかし、日本銀行さんが買ひおへをなさる価格は、いわゆる流通価格で買ひ上げをなされて、われわれ金融機関はそのときに処分損を出しておる。つまりわれわれは引受け受けた金額よりも安い値段で引取り願つて損をしていたというのが、これまでの大勢でございます。現在は国債相場が少し上がったまいりましたから、若干事情は違つたわけでございますけれども、従来はそういうふうなことでございませうから、理論的に市場で投げ売りするというのを考えれば、日本銀行が買ひ上げの値段はいいかもしれませんが、しかし、そのときの流通価格で買ひ上げになるんだということを申し上げておきたいと思ひます。

先生御質問の第三の点は、地方債も加えれば非常に膨大なことになるが、それにどう対処するんだという御質問であらうかと思ひます。先ほどのお答えの中でやや触れてしまつたわけでございますが、昨年度もそういうことで十一兆円の実質預金が増加いたしました。有価証券の総増加が四兆

円、つまり四割近くのをわれわれは有価証券の増加に割いたわけでございませう。その間貸し出しの増加額は九兆九千億円でございませうけれども、これは先ほど来お話がございましたように、資金需要が鎮静をいたしておりましたので、われわれはそこでもゆるゆるクラウディングアウトという問題は起こらなかつたと思ひます。ただ、本年度はそういうことでかなりの国債が発行され、しかも、後半景気次第でまた資金需要が起つてくるということになりますと、われわれとしてもなかなか問題でございませう。先生御指摘のように、流通市場、国債管理政策の再検討と申し上げたのもそういう点でございませう。一方でまたそういう経済状態の変化に応じて機動的な金融財政政策をおとりいただくということをわれわれはひたすら希望しておる次第でございませう。これをもって：

○参考人(中山好三君) 御質問の三点について、第一は、銀行その他の売りで値崩れして市場が混乱しないかということでございますが、いま協会会長もちょっと触れられましたが、五十一年度の公社債の売買高がすでに七十四兆円になっております。そのうち国債のその中に占める売買が三兆三千億で、約五十一年度は五%という比率でございませうが、今後都銀、市銀売りが若干出ましても、無計画に売られるわけではございませうし、また、売り物が大量に出れば値段が下がってまいりますから、そこに市場の調整機能が作用してくるということ、まず混乱は避けられると思ひるので、極力ある程度流通面の流通化を図つていただきたい、かように考へております。

それから、二番目の御質問の個人消化の点についてでございますが、これは非常に重要な意義を持つておるので、われわれも今後とも一生懸命やつていきたい、かように考へております。ただ、五十一年度は先ほども触れましたように、利付、割国を含めまして一六・八%と、市中公募に対してそういう比率の消化をいたしておりますが、従

来一〇%を目標にやつてきたんですが、このところ非常に国債の売れ行きが伸びてまいりまして、かような数字を記録しております。

それで、引き続きこれを伸ばしていきたいというぐあい考へておりますが、御参考までに諸外国の例を申し上げますと、アメリカが大体個人消化が、国民個人金融資産が七百六十兆に対して四%の消化比率を持つております。イギリスが九十兆に対して七%、西ドイツが国民金融資産が百兆円に対して二%の消化比率を持つております。日本の場合には個人金融資産が百七十兆円に対して〇・七%というような低水準でございまして、これは国債が管理政策によつて市中公募を主軸にしてきた結果こういうことになつて、非常に個人消化の面がおくれてまいつたわけでございますが、今後はこういう環境になりましたので伸ばしていきたい。そして、この背景としては先ほど来申し上げましたように、条件の多様化とか実勢に合った条件だとか、あるいは種類を諸外国のようにならなるとか三カ月、六カ月とか、そのときに応じていろいろ変化のある条件をやつていただきた

「委員長退席、理事上條勝久君着席」
もう一つは、何といつても国債の歴史を見ますと、わが国の戦前からの発行が、大体明治三十八年に発行されて四十二年と、こういうぐあいに国債の歴史が続いておるわけですが、その際には、戦時中であつたため利子課税の免除から国債というものが発行されてきておるわけです。それで三十八年、四十二年はもう国債を買ひう人は全部利子課税免除というふうな特典を持つて發足してきておるわけですね。直前に至りましても戦前は、昭和七年には日銀の内規を改正しまして、国債を担保に持つてくるものについては金融は一律に最低の公定歩合を無制限に適用するということとか、昭和十二年には法人の普通所得のうち、国債利子に対しては七割の控除を認めるとか、昭和十三年四月には、利子四分以下の国債には利子に課税しないとか、十七年の六月には七千円までは税

をかけないとか、あるいは十九年には一万円に引き上げるとか、国債の歴史を見ますと、何と言つても減税がうらはらになつて發行されてきています。

今日、マル優の恩恵を受けながらも、この当時の戦時中の比率からすれば、まだまだ非常に低い恩恵になつておりますが、今後、個人消化を進めていく上においては、ぜひこういう点を考慮をいただきたい、かように考へております。

それから、三番目の御質問の利下げについては下り過ぎではないかという御意見もございましたが、大体実勢が現在七・七%に対して七・四八七%の条件というのは、ほかの利下げに対しては非常に国債が配慮されたという意味については、今回私どもとしては評価をいたしておるわけですね。引き続きこの条件の引き下げにもかかわらず、おのおの個人消化は順調にいつておるといふことを御報告申し上げまして御質問にお答えしたいと思ひます。

○参考人(原司郎君) 御質問は、個人消化に対する評価でございますが、もちろんマネーサプライに対して中立的であります個人消化を促進するといふことは好ましいことであらうかと思ひます。ただ、魅力のある貯蓄手段としての国債ということになりますと、先ほどの中山さんのお話もございましたように、必ずしも利回りだけではありませんで、税制面との関連が大きいわけでございます。その場合に、国債の個人消化を促すために、他の貯蓄手段、とりわけ債券と比較して格別に国債だけを優遇して、個人消化を国債だけについて促すことがいかにどうかということについては若干疑問があります。

一つは、わが国にいろいろあります貯蓄手段、わけでも債券というものは、それぞれ資金配分に大きな役割を果たしておるわけでございます。そして、そういう金融秩序というものを、国債のところだけ優遇して個人消化を促して崩れていくということには問題があるのではないだろうか。現在は間接金融でありますから、一度金融機関に入

たお金が、ある程度の金融行政の指導もありながら、金融機関の自由裁量で配分されて、その中に国債も一つのポートフォリオとしてあるわけでありますが、その場合に、現行がもろろんいという事ではありませんが、やはり全体のそうした資金配分の中で考えていかなければいけないんじゃないかという事が一つ。

それからもう一つは、国債の個人消化が進みまして、たとえば割引国債などがどんどん累積していきまして場合に、消化しておる個人層の内容も問題ですけれども、将来、金融引き締め政策などがとられた場合に、国債整理基金特別会計で十分価値を防ぎだけの力が持てるかどうか、その辺の能力とも絡み合わせながら個人消化を伸ばしていくという事が必要で、急激な伸長というのは問題があるんじゃないかというふうに考えます。

○三治重信君 ます最初に、村本参考人にお聞きいたしますが、いわゆる銀行関係は、この国債の売却については、直接政府から借りられるだけで、個人に、何とこのですか、売るといふのですか、銀行側の個人に売るといふことについての希望はどうか。

それから、定期預金なんかの担保よりも非常に、国債はつきりやなくて、公債はつきりやなくて、公債全般に銀行が、やはり非常に担保貸しについてほくは消極的だと思ふんですが、こういう問題についても、土地とか不動産なんかには非常に、大きな企業、そういうものについては融資はするけれども、こういう公債の個人的な担保を零細に貸すということについて非常に消極的だと思ふんですが、こういうものを積極的にやらないと、公債の個人消化といふものが私ではできぬと思ふんですが、銀行側ももっと担保貸しをする関係をしていかなければいけません。

それから、二番目に中山さんにお聞きしますが、この民間資金の需要が出てきた場合に、公債との競合が出てくるのですが、そういう場合にクラウドディングアウトといふことは銀行も、皆さん方もおっしゃるんですが、そういうことについて

皆さん方は、どういう条件のとき、おれたちがそういうふうなことが必要だと思ふときには、政府なり何なり言うから、そこで考えられてくれというか、そういうことは心配だけれども、それは、何と申しますか、先、政府が、いや日銀が、どこがそういうことについて責任持ってやったらいいかと思ふか、政府ということか、日銀ということか、その点一つ。

それから、肥後先生にお尋ねしますが、私も、赤字公債の完全消滅を五十五年度政府がやるという事を一応やっています、こういうものを実行させるためには、今年じゅうに、財政制度審議会にも入っておられるそうですが、今年じゅうにその対策をしっかりと立てていって、そうして五十三年度から実施さす、政府に、政府、国会にそういうことをしっかりとやらうという事が必要だという御意見ですが、そういうものを今年じゅうにやっていたらいいと思ふんですが、

○参考人(村本周三君) 三治先生の御質問にお答えしたいと思ふます。

第一問は、いわゆる国債の窓口販売ということに主眼があるのではないかと存じますが、私どもは、従来国債の窓口販売はできることになっておりましたけれども、中山さんの方のお話し合いで、従来やっておりました、国債については、ただ、これは協会です、中山さんの方のお話し合いで、私の私見を申し上げますけれども、こういうふうな国民の金融資産に対する選択がいろいろになり、しかも、国債が大量に発行されてくるという事になりますと、国民の皆さんに国債を購入手いやすいように私どもとしてできるだけ努力するものが、私どもの務めでもあるかと思ふますので、私個人としては、ぼつぼつそういうことを検討すべき時期に来ているのではないかなあと思つております。ただ、従来は、そういうふうなことで私どもは円滑に処理してきたというふうに考

ております。

それから第二に、先生の御質問は、国債をもう少し担保として優遇せよという問題であらうかと思ふます。私どもは、貸し出しの担保として、それぞれの銀行でいわば担保品規定と申しますか、そういうふうな規定を設けてやっておるわけでございますが、有価証券担保金融については私ども積極的に実施しておるつもりでございます。ただ、先生がおっしゃるの、零細な人たちが持ったときに、それが簡単に貸してもらえないじゃないかという御指摘もあらうかと思ふます。

〔理事上條勝久君退席、委員長着席〕

この点は、実は一つは、有価証券は換金性がいいという事も一つの特徴でございます、ある期間、長きにわたって借りるようですと、その間のむしる金利倒れになるから、容易に換金できれば、その方がいという面もあるわけでございます。しかし、私ども、これからは銀行の大衆化と申しますか、そういう路線を進めていきます上で、国民のそういうニーズにもできるだけこたえていくべきだ、かように考えております。ただ、実際はいま申し上げた、果たして長期にわたって借りると、さつと処分してそれ以後に利息を払わないのと、どちらが有利かという問題もあることを申し上げておきたいと思ふます。

○参考人(中山好三君) 御質問のクラウドディングアウトは起こらないかということ、もしそういうぐあいにいったときにはどう考へるか、こういうのが御要旨だったと思ふますが、当面は民間の資金需要がございませぬので、この程度の国債が二三分割くことについては支障ないと考へております。もしそういう心配が出てきたならば、政策面での配慮と同時に、歳入動向を見て機動的な国債の減額をしていただく必要があると思ふます。そういう雰囲気になりましたときには、金融機関を含めましてわれわれ業界すべて、監督官庁と御相談しながらやっていくべきじゃないかというぐあいに考へております。

○参考人(肥後和夫君) 非常にむずかしいお話でございますが、やはり、負担の増加を求める前提として、負担の公平化を図りながら、それがぜひともやはりその赤字公債を解消できるような税制改正を実現するように、国民は努力しなくちゃならないのだらうと思ふます。また、国会においてもそのような方向でひとつ御努力をお願いしたいと思ふます。

○野末陳平君 初めに、中山参考人にお伺いします。先ほどから個人消化の問題が出ておりますけれども、かなり順調であるように聞いておりますが、この個人消化の中身で、中身といふのが、このまま持ち続ける人がどのくらいいるかどうか、それはわかりませんが、現在までのところ、この個人の立場でもって手持ちのままでどのくらいの割合でいるのか、あるいはもう二、三年でもって大体回転しているのか、その辺の実態ですね。私、債券部などで窓口の感触を聞いてみますと、二、三年で大体一回転しちゃうんじゃないかというふうなことも聞かれます。ですから、その辺のことも参考にする、先ほどから話に出ております発行条件の多様化というふうなことを考へる場合にも、何かヒントがあるかもしれない。いままで出ていない点ですので、それをま

ずお聞きしたいと思ふます。その次に村本参考人にお聞きしたいことは、二一連の金利政策で景気回復が期待されて、いろいろ不安な点もあるようですが、このままで行きまして、現場の感触としてお聞きしたいのは、もう一回金利の引き下げといふのを望む声が強まっているのかどうか、この辺のことなんです。もうちるん年内というわけじゃないが、近い将来、そういうことは、やはり二一二年くらいの間ですね、そんな点についてどんな感触をお持ちかというのを。

それから、肥後参考人と原参考人にお聞きしたいんですが、これは、もう客観的に学者の立場

で、個人的な意見で恐縮ですが、五十五年度には赤字国債から脱却するという、この目標は福田さんあたりもしきりと強調しているのですが、現実には国会のいろんな方針の運営の面とか、あるいは世論の動向とか、そんなことを含めまして、可能性として脱却できるかどうか、率直に言うとか何か打ちさしそうじゃないかというところが結論になってしまっているんですが、これは現実的に非常に打ちさしにくいのか、それとも努力ではこれは単なる努力目標じゃなくて、実現できるんじゃないかという点をどういうふうにか客観的に判断されているか、その辺をお聞きしたいと思っております。

以上三点了。

○参考人 中山好三君 消化状況のはね返りについてますお答えしますと、残高に対して一〇%前後が常にはね返っておりますが、平均の保有が五、六年でございまして、個人消化が余り無理なく行われていたために、このような保有が比較的他の債券類に比べて長いんじゃないかと思っております。それとマル優の非課税適用で長期に積み立てていっているというものは、この国債の特徴であって、それがこういふうちに保有年限が長くなっているのじゃないか、こういうふうに思っております。

それから、先般五年ものの御参考までに申し上げますと、割引国債が非常に人気がございましたので、これが期限五年でございましたけれども、百万円未満で四二%、百万円から五百万で四九%でございまして、一件当たりの平均は百八十万円になっております。比較的個人消化がこういう金額の少ない面でかたまっておるために、御質問の御懸念が比較的少なかったのではないかと、よろしくございませうか。

○参考人 村本周三君 野末先生、大変打ちさし御質問で、ちょっと私の能力を超えているのではなからうかと思いますが、まず第一に、現在の景況の状況でございませうけれども、先ほど中山参

考人からも申し上げましたように、昨年は四半期ごとに三、二、一、三、〇、四、〇、六、七、九、十先——十一月と非常に中だるみ現象が顕著になってまいりました。ことしの一月、二月になりまして、一、二月の生産を見たところではどうもその中だるみがちょっと解消してまいりました。三、四、五、六、七、八、九、十、十一月の追加予算による政府事業も出てまいりましたし、それからまた住宅建築も少し出てまいりましたし、輸出は相変わらずいいというような状況で、私も三月はもう少し生産なんかの数値もよくなるんじゃないかと期待をしていたのですが、御承知のように前月比〇・九%ということでございます。これはその内容を少し詳しく見ますと、調子のいい産業では、確かに私どもが期待したようなことがすでにあらわれておるのであります。調子の悪い産業が足を引っ張って、二極化現象と申しますか、そういうことがございまして、平均としては中だるみとしてあらわれておるといふことでございます。

そういう勢いから考えてみますと、この四月、五月、五十二年の予算がもう通過いたしました、こういふふうな財政的な裏打ちも行われて、前倒し七三%ぐらい御契約を公共事業についてなさるといふことでございますが、そういうことが行われ、また住宅建築も融資の道が開けて盛んになるということになりますと、四月、五月は私どもかなりいい線を描いておられるかと期待をいたしております。で、そのいい線が恐らく七月、九月までには続くといふふうに考えております。ただ、そこから先が大変問題でございまして、私も日々外国から、外国の銀行の人がやっておりますけれども、必ず日本経済どうなるんだ、あと一年ぐらいどうだといふ質問を受けるんですが、私どもも私の持つていない望遠鏡はやや精度がよくなくて半年先しか見えないんですというふうな申し上げて、ただ半年の間は恐らくこういふふうなわりあいいい調子にいくと思っております、それから先うまいいかどうかというのはいふ二つの条件にかかって

おる。一つは、国内的にその間に今度の金利引き下げなんかで企業家のマインドはかなり変わっておると思っております。もう一つは、この背景にして設備投資が出てくるかどうかという問題と、それから個人消費がどういふふうな動きであるかという問題と、これは先ほど長期にわたる収入でなければという肥後先生でしたか、そういうお話もございましたが、私の方で見ると、やはり産業が生産がふえて時間外賃金がふえるということが非常に個人消費に關係をしておりますので、そこらところがどういふふうになるか、これが国内的な問題。

それからもう一つ国際的な問題として、そのときまで世界の景況がどういふふうになってくるか、特に、幸い最近OPECはこの次の五%と言われておりました値上げをやめようというふうな、いい情報が出ておりますが、そういうことがどういふふうになるかというところが、はい、はなはだ打ちさしにくいところでございます。したが、いまは、野末先生にきめつけられまして、大変返答にならないでございませうが、いまのような見通しをして、はらはししながら事態を見ておるといふのが実情でございます。

○参考人 肥後和夫君 いまの村本さんのお話にもありましたが、景況の動向をどう予測するかというところで、税収の自然増がどの程度あるかというところに左右されてまいりますが、現状では非常にその点は楽観できないような状態ではなからうかと思っております。それで、財政制度審議会の会長をしておられますが、個人的な中期の見通しを発表されましたが、核田さんの中期予測ですと、五十五年度にも赤字国債はまだ二兆円ぐらゐる残りの話になっておられる方が、そのような制度審議会の会長をしておられる方が、なかなか見通しをしておられるというところで、なかなか前途は困難なものがあろうと、ひとつお察しいたきたいと思っております。

○参考人 原司郎君 私も大休いまの御意見と同

じでありますけれども、もちろん私どもの立場では的確な予測はできないですけれども、やや中期的に見まして今後の民間設備投資の水準から考えましても、その成長率が高くなることは考えられない。それだけに公共部門の有効需要への寄与率というものが大きくなるのが続くということが考えられますので、五十五年度にはかなり打ちさしにくいのではないかと、五十五年度に考えます。

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

午後七時三十分閉会

以下、この法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

第一に、電子情報処理組織による税関手続について申し上げます。

納税申告その他の税関手続は、現行法では原則として書面によることとされておりますが、これを電子情報処理組織を使用して行うことができることとしたしております。

また、電子情報処理組織を使用して税関手続を行う場合の関税等の納付について、振りかえ納税制度を導入することといたしております。

第二に、電子情報処理組織の運営を行う航空貨物通関情報処理センターについて申し上げます。

センターの資本金は、電子情報処理組織を共同で利用する政府及び民間が出資することとし、その設立には、通関業等に関して専門的知識を有する者が発起人となり、大蔵大臣の認可を要することとしたしております。

このほか、センターの運営の適正を期するため、その監督、役職員の守秘義務等につきまして所要の規定を設けることといたしております。

以上、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその大要を申し述べました。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明申し上げます。

ただいま議題となりました国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

国際開発協会は、昭和三十五年に設立され、主として貧しい開発途上国に対しまして緩和された条件で融資を行い、これら開発途上国の経済的、社会的開発の促進に大きな役割りを果たしてきております。わが国は、その原加盟国として当

初出資を行ったほか、それ以後四次にわたる増資の際にも応分の出資を行ってまいりました。

前回の第四次増資は、同協会の昭和四十九年七月以降三カ年間の融資約束に充てる資金を賄うものであり、予定どおり本年六月にはその金額が融資約束済みとなる見通しであります。このような背景の下に、第五次増資について関係国間で累次にわたり検討が行われてまいりました。この検討結果に基づき、本年三月の同協合理事会において、本年七月以降三カ年間の融資約束に充てる資金を賄うため、総額約七十六億ドルの出資及びその分担等に関する総務会決議案が採択され、この決議案に対し、わが国は、本年四月賛成投票を行いました。

わが国といたしましては、同協会に対する旺盛な開発資金需要や第五次増資を早急に行うべきであるという強い国際的な要請等を勘案し、同決議案の定めるところに従い、同協会に対し新たに二千二百三十四億六千二百八十万円の出資を行いたいと考えております。そのための所要の国内措置として、この法律案により、新たな出資についての規定を設けることとし、この法律案の成立後、出資の分担を引き受ける旨の通告を行いたいと考えております。

さらに、今回の増資につきましては、少なくとも先進十二カ国が出資を行う旨の通告を行い、かつ、通告を行った国の出資額の合計が六十億ドル相当額以上となった日に発効することとされております。仮にその発効が本年七月以降におかれることとなった場合には、開発途上国の需要にこたえて国際開発協会が継続して活動し得るよう、増資が発効する前においても、関係国が同協会からの要請に基づいて出資を行い、これを後日増資が発効した場合にはその出資とみなす措置がとられることも予想されます。

このような情勢となった場合には、わが国といたしましても、この法律案の規定に基づき、必要な措置をとることも考慮しております。

以上、この法律案につきまして提案の理由と内容の

容の大要を申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(安田隆明君) 両案に対する質疑は後日次回は十九日とし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十八分散会

五月十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、税制改正と税務行政の民主化に関する請願(第四八六二号) (第四八六三号) (第四八九八号)

第四八六二号 昭和五十二年四月二十七日受理
税制改正と税務行政の民主化に関する請願
請願者 横浜市神奈川区菅田町一、六二二 飯塚千栄子外二千三十四名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第三九三八号と同じである。

第四八六三号 昭和五十二年四月二十七日受理
税制改正と税務行政の民主化に関する請願
請願者 福岡県田川郡赤池町赤池九〇五 綿貫康則外二千五百四名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第三九三八号と同じである。

第四九三八号 昭和五十二年五月四日受理
税制改正と税務行政の民主化に関する請願
請願者 三重県四日市市泊山崎町一〇八二 金井正人外四千九百五十三名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三九三八号と同じである。

五月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、銀行法の一部を改正する法律案(衆)

銀行法の一部を改正する法律案
銀行法(昭和二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
第十八条第一項中「祝日」の下に、「土曜日」を加える。

附則
この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

昭和五十二年六月一日印刷

昭和五十二年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局